

議 長 日程第4「議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、非常勤特別職において任用の厳格化が図られたことに伴い、職の適正化を行うため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、地方公務員法また地方自治法の一部改正による法律に基づきまして、非常勤特別職の任用の厳格が図られることになりました。地方公務員法第3条に厳格にその非常勤特別職の位置づけがございますが、それ以外の職については、その適正化を行うために今回条例を改正するものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきたいと思います。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。初めに第3条の定数でございますが、第2項の非常勤という名称を削除いたします。

次に、第10条の報酬を報償とし、旅費を費用弁償に改正いたします。第2項では、報償の金額について、条例の中に規定することといたしまして、別表第1として規定してございます。また第3項につきましては、出勤報償と危険活動報償を別表第2として新たに規定してございます。

次のページ、ごらんいただきたいと思います。これが別表第2になります。本条例の中で規定してまいりたいというふうに考えてございます。

改正本文にお戻りいただきたいと思います。別表第1の年額報償額、別表第2の出勤報償、危険出勤報償の金額につきましては、従前どおりの金額をここに掲載させていただいてございます。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 この条例の一部を改正する条例はわかるんですけど、一つだけ確認したいことがございます。特別職で今までであった指導隊のもの、これを条例だけが今残っている状態ですけれども。これは指導隊としては特別職という職じゃなくなっていくのか。そのまま報償を得られるボランティア団体ということの位置づけなのか。そこだけ確認させてください。

参事兼総務課長 今回の地方自治法、地方公務員法の改正によりまして、非常勤特別職という職はございませんので、基本的には私人という扱いになります。ですが、町の交通指導隊との関係性という、これまでの関係性を考えますと、位置づけとしては非常勤特別職から外れますが、身分というか補償ですね。金額についての補償を含めてですね、これまでと同様の活動をしていただくような関係性を持たせたいということで、条例改正をさせていただいたものでございます。

10番 齋 藤 わかりました。たくさんのご意見をいただけてる団体だと思いますので、その辺の取り扱いのほうをお願いしたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。